



## 工業用水道料金は、令和元年11月請求分から消費税率が10%になります

消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられます。

工業用水道をご使用されているお客さまには、**令和元年10月ご使用分（11月に請求させていただく料金）**から10%の税率が適用されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

改定後の料金は、下記の計算式にあてはめて算出します。

### 料金の計算方法（1か月）

|        | 単価                   | 計算式                             |
|--------|----------------------|---------------------------------|
| 責任使用水量 | 35円/㎡                | 35円×水量（㎡）× <b>1.10</b> （円未満切捨て） |
| 超過使用水量 | 70円/㎡                | 70円×水量（㎡）× <b>1.10</b> （円未満切捨て） |
| メータ料   | 各メータ口径に応じた料金（下表のとおり） |                                 |

計算式に乘じる  
消費税率が、  
1.08から**1.10**に  
なります

いつも工業用  
水道事業に  
ご協力いただき  
ありがとうございます！  
ございます！



| メータ料        |                        |                        |
|-------------|------------------------|------------------------|
| メータの口径      | 旧料金（月額・税込）<br>【消費税率8%】 | 料金（月額・税込）<br>【消費税率10%】 |
| 40ミリメートル以下  | 432円                   | 440円                   |
| 100ミリメートル以下 | 1,620円                 | 1,650円                 |
| 150ミリメートル以下 | 3,672円                 | 3,740円                 |
| 250ミリメートル以下 | 4,104円                 | 4,180円                 |
| 350ミリメートル以下 | 5,400円                 | 5,500円                 |
| 400ミリメートル以上 | 7,992円                 | 8,140円                 |

※超過流量を表示する機器を設置の場合は、別途5,060円/個（消費税率10%）をメータ料に加算します。

## 工業用水道をご利用のお客さまへのお願い

**工業用水道をご使用されている施設に変更を伴う工事は、水道局への届出が必要です。**

- ・工業用水道の配管ルートを変える
- ・使用している内部施設に変更があった など…

工事にあたっての申請方法、注意事項等をご案内しますので、工事を計画されている場合は、なるべく早めにご相談いただきますようお願いいたします。

工事内容によっては、手続きや施工に長期を要する場合があります。



### ◆ 工水通信についてのお問い合わせ先 ◆

大阪市水道局総務部お客さまサービス課

工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478

<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。